◎漁業法等の一部を改正する等の法律

(平成三○年一二月一四日法律第九五号)

一、提案理由(平成三○年一一月二一日・衆議院農林水産委員会)

○吉川国務大臣 漁業法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案の理由 及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国の漁業は、国民に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業や漁村地域の発展に寄与するという極めて重要な役割を担っています。しかし、水産資源の減少によって生産量は長期的な減少傾向にあり、漁業者数も減少しているという厳しい課題を抱えています。

こうした状況の変化に対応して、漁業生産力の発展を図る観点から、水産資源の持続 的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、あわせて漁業協同組合等の 事業及び経営基盤の強化を図ることが必要であります。

このため、水産資源の保存及び管理に関する制度を整備するとともに、漁業の許可及 び免許等の漁業生産に関する基本的制度並びに漁業協同組合等に関する制度を一体的に 見直すこととしたところであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、漁業法の一部改正であります。

まず、資源管理は漁獲可能量による管理を行うことを基本原則とし、資源評価が行われた水産資源について、一定の期間中に採捕をすることができる数量の最高限度を定め、これを船舶等ごとに割り当てるなど、水産資源の保存及び管理のための制度を整備することとしております。

次に、大臣許可漁業について、許可の要件となる制限措置等に関する規定を整備する とともに、漁獲割当ての対象となる特定水産資源を採捕するものについては、一定の場 合を除き、船舶の規模に関する制限措置を定めないものとすることとしております。

さらに、漁業権制度について、海区漁場計画の作成の手続を定めるとともに、漁業権がその存続期間の満了により消滅した後に設定する漁業権について、漁業権の申請が重複したときは法定の優先順位に従って免許する仕組みにかえて、新たに、存続期間が満了する漁業権を有する者が漁場を適切かつ有効に活用している場合はその者に、それ以外の場合には地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許することとしております。

このほか、海区漁業調整委員会の委員の選出方法について、都道府県知事が議会の同意を得て任命する方法に改め、漁業者又は漁業従事者が委員の過半数を占めることとしております。また、密漁対策の強化として、財産上の不正な利益を得る目的による採捕が漁業の生産活動等に深刻な影響をもたらすおそれが大きい水産動植物の採捕を原則として禁止するなど、密漁者に対する罰則を強化することとしております。

第二に、水産業協同組合法の一部改正であります。

漁業協同組合の理事の一人以上を水産物の販売等に関し実践的な能力を有する者とすること、一定規模以上の信用事業を行う漁業協同組合等は会計監査人を置かなければならないこととするなど、その事業及び経営基盤の強化を図るための措置を講ずることとしております。

第三に、水産資源保護法の一部改正など所要の改正を行うとともに、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の廃止を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成三○年一一月二九日)

○武藤容治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における漁業をめぐる諸情勢の変化等に対応して、漁業生産力の発展を図るため、漁獲割当ての実施等による水産資源の保存及び管理のための制度の創設、漁業の生産性の向上及び漁場の適切かつ有効な活用を図るための漁業の許可及び免許に係る要件等に関する規定の整備、沿岸漁場における水産動植物の生育環境を保全及び改善するための制度の創設等の措置を講ずるとともに、漁業協同組合等の事業の執行体制の強化を図るものであります。

本案は、去る十一月十五日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、二十一日吉川農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日から質疑に入り、二十六日参考人から意見を聴取するなど適宜審査を行い、昨二十八日質疑を終局しました。質疑終局後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成三○年一一月二八日)

近年、世界で水産物需要が大きな伸びをみせている中、我が国の漁業は、資源の変動による漁獲量の減少や魚介類の消費量の低迷等厳しい状況が続いている。また、漁村地域においては、人口減少と地域経済の縮小が続いている。

こうした状況を踏まえ、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、漁業生産力の発展を 図り、水面を総合的に利用するとともに、漁業・漁村が有する多面的機能の発揮及び漁 村の振興を図ることが極めて重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 漁獲可能量及び漁獲割当割合の設定等に当たっては、漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映するものとすること。

また、漁獲割当ての沿岸漁業への導入については、多種多様な資源を漁獲対象としている特性を十分踏まえ、資源評価の精度向上、管理手法の確立、漁業経営への影響緩和策の充実等万全の体制が整うまで慎重を期すること。

- 二 漁業権の存続期間の満了に際し、既存の漁業権者が漁場を「適切かつ有効」に活用 している場合はその者に引き続き免許すること。「適切かつ有効」であることの判断 基準を具体的かつ明確にし、漁業者等が不安なく経営を継続できるようにすること。
- 三 海区漁業調整委員会は、漁業者代表を中心とする組織であるという基本的性格を維持すること。このため、海区漁業調整委員会の委員の任命については、適正かつ公正な手続により行われるようにすること。
- 四 沖合・遠洋漁業の漁船の大型化については、関係沿岸漁業者及び漁業者団体との十分な調整を行うとともに、漁獲割当てのみならず、操業区域、漁業時期、漁具の種類等の制限措置を講じることにより、資源管理の着実な実施及び漁場の使用に関する紛争の防止が確保できることが確認された場合にのみ認めること。
- 五 漁業権者以外の者が実質上当該漁業権の内容たる漁業の経営を支配しているような場合に特に注意を払いつつ、当該経営に関わる漁業権者が適切に漁業を行っていないと認められる場合、都道府県知事が漁業権の取消しも含めて是正措置を講じること。
- 六 都道府県知事が沿岸漁場管理団体を指定するに当たっては、地元の漁業協同組合を 優先すること。また、それ以外の団体を指定しようとする場合には、地元漁業者や漁 業協同組合が参画した組織を対象とすべきこと。
- 七 全漁連監査から公認会計士監査への移行に当たっては、配慮事項を確実に実施し、 現場に混乱を招かないよう万全の措置を講じること。
- 八 我が国周辺海域における水産資源管理に重大な影響を与える外国漁船の違法操業等については、漁業取締体制を強化し、厳格に対応するとともに、周辺諸国・地域との協議や、地域漁業管理機関での議論の場において、我が国の立場を毅然と主張し、我が国の漁業者の安定した操業を確保すること。
- 九 今回の水産政策の改革について、現場の漁業者の十分な理解と納得が得られるよう 更に丁寧な説明を継続して行うこと。 右決議する。

三、参議院農林水産委員長報告(平成三○年一二月八日)

○堂故茂君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における 審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置 及び漁業生産に関する基本的制度並びに漁業協同組合制度の一体的な見直しを行おうと するものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、水産資源の評価及び管理の在り方、漁業権免許の優先順位を廃止する理由、海区漁業調整委員会の漁業者委員

の任命の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主党・民友会を代表して小川委員より反対、国民民主党・新緑風会を代表して徳永委員より反対、日本共産党を代表して紙理事より反対、希望の会(自由・社民)を代表して森委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決 定いたしました。

以上、御報告申し上げます。